

感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条にもとづいて出席停止になります。医師の指示に従って治療が完了し登校する際には、保護者の方で「感染症治療報告書」を記入していただき、調剤明細書等を添付のうえ、学校へ提出してください。

出席停止期間の基準

- ・インフルエンザ
(鳥インフルエンザ H5N1 を除く) …………… 発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで
- ・百日咳 …………… 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・麻疹 (はしか) …………… 解熱した後 3 日を経過するまで
- ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) …………… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- ・風しん (3 日ばしか) …………… 発疹が消失するまで
- ・水痘 (水ぼうそう) …………… すべての発疹が痂皮化するまで
- ・咽頭結膜熱 (プール熱) …………… 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- ・その他の感染症 () …………… 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

感染症治療報告書

愛知県立刈谷東高等学校長 殿

年 組 番 氏名

・病 名

・出席停止期間

年 月 日 ~ 年 月 日

・医療機関名

年 月 日

保護者名 印

* 「調剤明細書等 (写し可)」は、裏面に貼ってください。